

たことである。ここで「歴史」というのは部落を構成する農民が危機（画期的状況）に組織的に立ちむかい、いかに、なんのためにこれを処理したかについての共有経験——共同主観のことを意味する。北海道の部落の多くは「歴史」未形成であつたのである。

二、昭和戦前期の北海道においての農事実行組合について

黒州 八州次良

(一)

周知のように昭和戦前期の農政と農村の対応の動きの一つは農事実行組合の設立と普及にみられる。北海道農村の多くにおいて、農家はどのような制度的近隣組織に属していくか。つまり、とのような「部落」に属していたのか。それは、いわば「財産区」なしの「行政区」であった。さらに重要なことは、これらの部落が府県村落よりも徹底した「部分村落」であり、「歴史」の形成途上にあつ

このような部落が北海道一級、二級町村制施行とともに「区」や「部」に編成され、行政指導による近隣互助のための「申合規約」をもつ。それらのながら部落あるいは部落連合の範囲での有志による信用組合が出現する。さらに、大正元年の行政指導の「模範部落建設」、大正六年の「農事改良実行組合」、大正一五年の「農事実行組合」などを経て、昭和戦前期を通じて部落＝農事実行組合が編成されてきたのであった。そして、同時に、農民は村民＝実行組合員＝産業組合員、農会員へ位置づけられるようになる。この傾向は、農村経済更生運動によって一層強化されるのである。

(二)

田畠保氏は、府県農村との対比から北海道農村では「農家のあり様が村落のあり様を規定し、やや極端な言い方をすれば、農家が存在し、農家（および行政）が必要とする限りにおいて村落が存在する」という関係——いわば農家（小農）の生活・生産の限界面を相互に補完しあう必要最少限の結びつき、「共同」的諸関係——なのである——「それらに対応するルーズな枠組みとして「農事組合」型村落が形成され、存在したのである」という。とすれば、「農事実行組合」は、先述の部落の「歴史」を象徴するコトバであることになろう。昭和恐慌以来の「危機」に組織的に対応したことの多くが、そ

れに凝聚してゐるといつてよいかからである。さらに、一九六〇年世界農林業センサスの農業集落調査は、「北海道においては……農事組合の組織上の範囲をもつて集落といった」とされる。つまり、北海道においては多少の例外をのぞけば部落＝農事実行組合であるというのである。

農村経済更生運動、農事実行組合、全村産業組合運動などは、北海道にかぎらず府県農村のすべてに行なわれたものであろうが、府県農村について「農事組合型」村落が論じられることは、管見の限りであるが、きわめて乏しいようである。なぜ、このように対照的であるのか。そのことについては、前掲の田畠氏、布施氏などとともに私どもの見解もあるが、今はそのことに立入らないことにする。

〔三〕

ここでは、北海道においての農事実行組合の設立と普及についてのエキスデンシヴな観察を試みる。主な手がかりとしたのは、次の文書である。

1. 北海道厅産業部「農事実行組合要覧 第一次（昭和三年度）」「昭和四年一二月
2. 北海道厅産業部「農事実行組合要覧 第三次（昭和五年）」「昭和七年六月
3. 北海道厅経済部農産課「第四次（昭和一三年度）農事実行組合要覧」

以上のうち、とくに、2.の文書を中心作業をすすめ、他の文書や文献を援用して、北海道農村において「農事実行組合」がいかにして部落の「歴史」となりえたかの一端を明らかにしたい。